飲食店時短要請等協力金(第5期) Q&A

Q1 第5期の営業時間短縮要請に対する協力金の概要は?

A1 令和3年8月14日~19日の三重県緊急警戒宣言、8月20日~26日のまん延防止等重点措置、8月27日~9月30日の緊急事態措置の期間、第4期として、飲食店の皆様に時短又は休業等の要請を行ってまいりましたが、9月30日をもって三重県に適用されていた緊急事態措置が解除されたことに伴い、県独自の「リバウンド阻止重点期間」に第5期の時短要請を以下の内容で実施させていただきます。

〇実施期間:令和3年10月1日(金)~14日(木)

〇対象地域:対策強化区域の4市(四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市)

〇要請内容:20時までの営業時間短縮

カラオケ設備の利用を行わないこと

業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること

〇支給要件:

- ・対策強化区域内の飲食店であり、要請内容を遵守していること
- ・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること
- ・三重県の要請に応じて時短営業を開始したこと
- ・令和3年9月30日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、 要請期間の全てを通して有効であること
- ・令和3年8月5日の時点で、通常の営業終了時間が20時を越えていること
- ・要請の期間中・対象地域内の全店舗において、時短営業に全面的に協力すること

〇支給額:

・中小企業の場合:25,000円~75,000円

(令和2年又は令和元年10月の1日当たり売上高×0.3)

・大企業の場合:「令和2年又は令和元年10月の1日当たり売上高」と「令和3年

10月の1日当たり売上高」を比較した売上高減少額×0.4 (上限20万円 又は 令和2年又は令和元年10月の1日

当たり売上高×0.3のいずれか低い額)

〇その他:「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしんみえリア』」(飲食事業者版)

の認証店については、要請内容を「21時までの営業時間短縮」とする緩

和措置があります(詳細はQ37参照)。

なお、協力金の支給対象となるのは、あくまでも三重県からの要請に応じて時短営業や休業をしていただいた場合です。具体的には、新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」(令和3年8月6日版)発出より前(8月5日以前)からご自身の判断で時短営業や休業をしていただいていた場合は協力金の対象となりません(※)ので、あらかじめご承知おきください。

(※) 第1期~第3期の協力金の支給対象店舗が第3期から継続して時短営業や休業 を続けている場合はこの限りではありません。

Q2 飲食店とは何を指すのか?

A 2 食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗を指します。ただし、テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカーなどは時短要請の対象ではありません(時短要請にかかわらず営業していただいて差し支えありません)。

また、ショッピングセンターやサービスエリア等のフードコートを除き、ご自身の店舗用の飲食専用スペース(店舗の判断でお客様が使用できないような措置を講じることができるもの)を有しない店舗については、協力金の支給対象となりません。

【ご注意ください!】

第4期では、「酒類又はカラオケ設備を提供している、通常営業終了時刻が20時までの飲食店」についても、休業した場合には協力金の支給対象となっていましたが、第5期ではそのような飲食店が休業していただいても支給対象となりません。協力金を申請していただいても支給することができませんので、あらかじめご承知おきください。

- Q3 協力金の対象となる、飲食店を運営している事業者とは、具体的に何をさすのか?
- A3 ご自身が所有する店舗を経営している事業者のほか、営業委託を受けている場合や、 賃借する店舗を経営している事業者など、店舗の営業時間・営業内容に関する決定権 を有する方を言います。
- Q4 時短要請の対象とならない飲食店であるが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の ために自主的に時短営業を行おうと思っている。この場合、協力金の支給を受けられ るか?
- A 4 あくまでも三重県の要請に応じて時短営業を行っていただいた場合が協力金の支給対象となりますので、要請の対象となっていない店舗で時短営業をしていただいても、協力金の支給を受けることはできません。

第5期で要請の対象となっておらず、協力金の支給対象とならないのは以下の場合です。協力金を申請していただいても支給することができませんので、あらかじめご承知おきください。

- ○酒類又はカラオケを提供している、通常営業終了時刻が20時までの飲食店が休業する場合
- ○対策強化区域 4 市以外の市町の飲食店
- ○対策強化区域4市にある飲食店のうち、「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の 認証店で、通常営業終了時刻が21時までの飲食店が、緩和措置を利用して20 時を越え21時までの間に営業を行う場合
 - (通常営業終了時刻が21時を越えている飲食店は協力金の支給対象となります)
 - ※ 対策強化区域 … 四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市の4市

Q5 大企業も協力金支給の対象となるか?

A5 対策強化区域内の店舗であれば、大企業も対象となります。なお、協力金の算定方法は 売上高減額少方式(1日当たりの売上高の減少額×0.4)に限定されます。

Q6 時短要請の対象外となるのは、どのような店舗か?

- A 6 対策強化区域内であっても、以下の店舗は対象外となりますので、要請にかかわらず営業をしていただくことができます。
 - ・テイクアウトやデリバリー専門店(店内飲食を20時までで終了していただき、テイクアウトやデリバリーだけを20時以降も営業することは可)
 - ・スーパーやコンビニでイートインスペースのある店舗(ただし、ショッピング センターやサービスエリア等のフードコートの店舗は要請対象)
 - ・キッチンカー、屋台等による営業 (キッチンカーや屋台の周辺にテーブルや椅子等を並べて飲食場所を提供する 場合も要請の対象外)
 - ・24 時間営業のネットカフェや漫画喫茶など、宿泊を目的とした利用が相当数見 込まれる施設
 - ・従業員食堂や給食施設など、病院、学校、事業所内などに存在し、特定の関係 者のみが利用する店舗(一般の方向けに営業している施設は対象)
 - ・行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
 - ・旅館等の宴会場で、宿泊客のみに飲食を提供する場合
 - ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q7 オーダーストップが20時でもよいのか?

- A7 20時の時点でお客様にお帰りいただいているようにお願いいたします。オーダーストップの時刻等は、お客様が混乱せず、20時までに飲食を終了していただくことができるように設定し、お客様には20時までに退店していただくように周知してください。
 - ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q8 対策強化区域内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか?

A8 対策強化区域内に複数店舗がある場合、全ての区域内店舗で時短要請に応じていただければ、対策強化区域内の全店舗に対して協力金を支給します。

ただし、対策強化区域内店舗のうちの一つでも時短要請に応じていただいていないものがある場合は、全ての店舗に対して協力金は支給されません。

- Q9 旅館やホテル等の宿泊施設内にあるレストラン等も、20時までに飲食の提供を やめれば支給対象となるか?
- A 9 旅館やホテルが宿泊者を対象に飲食を提供する場合は、対策強化区域内であっても、時短要請の対象ではありません。一方、対策強化区域内であれば、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等の場合、20時までの営業としていただければ協力金の支給対象となります。ただし、宿泊客以外のお客様を対象として20時以降の営業を行っていない場合は、時短要請の対象外です。

なお、宿泊者に対してルームサービスで飲食を提供することは、時短要請の対象 ではありません。

※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。なお、21時までの営業時間の緩和が適用されるのは、あくまでも飲食事業者版「あんしんみえリア」の認証を受けた飲食店です。観光事業者版「あんしんみえリア」のみ受けている場合、この緩和措置の適用を受けることはできませんのでご注意ください(観光事業者版「あんしんみえリア」のみ受けている店舗が20時を越えて営業した場合、協力金の支給を受けることができなくなります)。

Q10 ショッピングセンター内のフードコートは対象となるか?

- A10 フードコートに併設されている対策強化区域内の店舗は時短要請の対象です。ただし、協力金の対象となるか否かは、それぞれの店舗の営業終了時刻が、従来から20時より後であったか否かで判断しますので、フードコート全体が時短したことにより、全店舗一律に協力金が支給されるわけではありません。
 - ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。
- Q11 ボウリング場などの遊戯施設や映画館などで、店内に飲食物販売コーナーがあり、 お客さんはそこで購入した飲食物を店内の休憩スペースやベンチで食べることになっている。この場合、時短要請の対象となるか?
- A11 飲食専用のスペースを有しておらず、飲食以外にも利用できる待機スペースや休憩スペースなどで飲食する場合は、テイクアウト店舗として取り扱いますので、対策強化区域内であっても時短要請の対象となりません。ボウリング場でゲーム中にレーン横の席で飲食する場合や、映画館で上映中に飲食をしていただく場合も同様です。

ただし、専用の飲食スペースを有しており、時短要請に伴い、当該スペースが利用できないような措置を講じることができる場合は、時短要請の対象となります。

Q12 対策強化区域内の24時間営業の飲食店はどのように対応すればよいか?

- A12 20時から翌5時までの間、店内にお客様がいない状態にして、店舗を閉店して いただくようお願いします。
 - ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q13 カラオケ店は時短要請の対象となるか?

A13 「食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合、対策強化区域内にあるカラオケ店は時短要請の対象となります。

なお、カラオケ設備を持つ飲食店の場合、飲食を主として業とする店舗(カラオケ設備のあるスナック、カラオケ喫茶など)については、終日カラオケ設備の提供を停止していただく必要がありますが、飲食店営業許可を受けていても、飲食が主たる業でない店舗(カラオケボックスなど)の場合は、20時までの時短営業をしていただければ、20時まではカラオケ設備を提供していただくことは可能です。

※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q14 ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は対象か?

- A14 対策強化区域内であっても、結婚式場を除き、葬祭場その他の冠婚葬祭に関する 人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用するお客様のみに飲食を提供 する場合は、要請の対象外です。
 - ※例:施設内でのディナー営業など不特定多数の方に飲食を提供する場合は要請対象となりますが、葬祭で利用する方のみに飲食を提供する場合などは時短要請の対象外です。

ただし、結婚式場で結婚式(披露宴、二次会等を含む。以下同じ。)その他のイベントを行う場合や、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分で結婚式を行う場合は、対策強化区域内であれば時短要請の対象となります。また、カラオケ設備の利用を行わないことも要請されます。

- Q15 24時間営業しているネットカフェ、漫画喫茶など飲食店営業許可を得ており、 飲食を提供する施設で、完全個室となっているタイプのものも時短要請の対象とな るのか?
- A15 ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当数見込まれる施設については、特措法に基づく要請を行う施設の対象外とされていることから、対策強化 区域内であっても時短要請の対象とはなりません。

- Q16 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、宗教法人などは協力金の対象となるか?
- A16 時短要請の対象となる店舗を運営しており、要請に応じて営業時間の短縮を行っていただければ、協力金の対象となります。

Q17 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なっていてもよいか?

A17 協力金の申請者は、原則として、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合(営業委託を受けて営業している場合等を含む)は、その理由を証明する書類が必要となります。

Q18 飲食店の許可が失効していたが、協力金の対象となるか?

A18 令和3年9月30日以前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を得ている場合に対象となりますので、失効している場合は協力金は支給されません。

Q19 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか?

A19 対象事業者が、時短要請期間の全てを通して時短営業又は休業していただければ 支給対象となります。

Q20 時短営業ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか? (例えば、19時~23時の営業を、15時から20時に変更する場合)

- A20 20時から5時までの間に営業を行わないようにしていただくことが今回の時 短要請の主旨ですので、営業時間をずらして20時までに営業を終わらせていただ く場合も、協力金の対象となります。
 - ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。
- Q21 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』(令和3年8月6日版)を発出した令和3年8月6日より前から自主的に時短営業をしているが、そのまま継続して時短営業を行えば、時短要請に協力したこととなり、協力金の対象となるか?
- A21 あくまでも、三重県の要請に応じて時短営業を開始していただくことが協力金の 支給要件です。県の要請より前に自主的に時短営業を開始された場合は、新型コロ ナウイルスの感染拡大防止が目的であったとしても、協力金の支給対象とはなりま せん。大変申し訳ありませんが、ご理解をお願いいたします。

ただし、第1期~第3期の協力金支給対象店舗が第3期から継続して時短営業を している場合はこの限りではありません。

Q22 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したこととなるのか?

A22 時短営業だけでなく、要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただいたものとみなします。

時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力 金を減額することはありません。

Q23 通常時は20時までの営業であるが、予約があったときだけ20時を越えて営業 する場合がある。この場合、支給対象となるか?

- A23 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。そのため、チラシやホームページ、看板など、外部の方が知ることができるような形で通常の営業終了時刻が20時以降であることを周知していただいていることが必要です。対外的に周知されている営業終了時刻が20時を越えていない場合、常態的に20時を越えて営業していることを示していただかなければ、協力金の支給対象とはなりません。
 - ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q24 飲食店とその他の業種を同一店舗で実施している場合、20時の時点で飲食の提供を終了すれば、他の業種の方は20時を過ぎても営業を続けても協力金の対象となるか?

A24 飲食の提供と他の業種が一体となって営業されている場合は、20時で閉店して いただく必要があります。

但し、飲食店と他の業種が分離していることが客観的に確認できる場合は、飲食店のみ時短営業にご協力いただければ協力金の対象となります。

- (※) カラオケボックス等については、Q36をご確認ください。
- ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q25 時短要請期間中、すべての期間において時短営業を行わなければ、協力金が支給 されないのか?

A25 要請期間の途中から時短営業を行った場合は、要請に応じていただいた日から協力金の対象となります。支給金額は、時短営業を開始した日からの日数で算定されます。

ただし、第5期の要請期間の途中で要請に応じることを中止した場合は、第5期 の協力金は支給対象されません(日割り計算での支給は行いません)。

Q26 第4期から要請に応じているが、第5期の期間の途中で要請に応じることを中止 した。この場合、協力金はどうなるのか?

A26 第4期分の協力金は、時短営業を開始した日からの日数で算定した額が支給されますが、第5期の協力金は支給されません(日割り計算での支給は行いません)。

Q27 20時以降、テイクアウト専門で営業しても、協力金の対象となるか?

- A27 飲食店を閉店し、お客様に全て退出していただいたうえで、テイクアウトやデリバリー専門として営業していただく場合、対策強化区域内の店舗は協力金の対象となります。
 - ※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q28 店舗ごとに時短営業の開始日が異なっていても差し支えないか?

A28 店舗ごとに時短営業の開始日が異なっていても差し支えありません。 なお、協力金の額は、店舗ごとに時短営業の日数に応じて算定されます。 また、要請期間の途中で協力をやめた場合、協力金は支給されません。 (下線部分を追記しました。(10/11))

Q29 10月1日以降の時短要請期間中に対策強化区域内で営業を開始した場合、協力 金の支給対象となるか?

- A29 原則として対象外ですが、以下の全てを満たす場合のみ、例外的に対象とします。
 - ・令和3年9月30日以前に飲食店又は喫茶店の営業許可申請をしている。
 - ・令和3年9月30日以前から開業予定日が時短要請期間中であったことが確認できる。
 - ・通常の営業時間が20時を越えていることが確認できる(時短要請期間が終了 した後に20時を越えて営業している)

なお、この場合、協力金の額は、支給額下限(売上高方式の場合日額 25,000 円、 売上高減少額方式の場合 0 円) となります。

※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q30 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければ ならないのか?

- A30 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に、
 - ・県の要請に応じていること
 - ・通常の営業時間ではなく、期間中は営業時間が20時までであること
 - ・「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受ける場合

は、期間中は営業時間が21時までであること

を周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- 県の要請に応じていること
- ・実施期間 (=要請期間)
- ・要請期間中は、20時までで閉店すること(「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受ける場合は、21時までで閉店すること)
- ・飲食を主として業としている店舗(カラオケ設備があるスナック、カラオケ喫 茶等)及び結婚式場においてはカラオケ設備の利用を行っていないこと
- ・従来の営業時間からの変更を明記
- ・店舗名(住所含む)

Q31 協力金の支給を受けるために、感染防止対策を講じている必要はあるのか?

A31 業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を行っていただいていることが、協力金支給の前提です。

Q32 時短要請に協力した店舗名は公表するのか?

A32 検討中ですが、公表する予定です。

Q33 申請資料はいつ公表されるのか?

A33 時短要請期間終了後、速やかに公表する予定です。

Q34 緊急事態措置の解除によって、協力金の額は変わってくるのか?

A34 中小企業等に適用される売上高方式の場合、緊急事態措置期間中は4万~10万円 (1日当たり売上高×0.4)が協力金日額でしたが、緊急事態措置解除後の日額は 2.5万~7.5万円(1日当たり売上高×0.3)に変更となります。

大企業に適用される売上高減少額方式の場合、協力金日額の計算方法は変わりませんが(令和2年又は元年からの1日当たり売上高の減少額×0.4)、日額の上限額が「20万円」から「20万円 又は 令和2年もしくは令和元年の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額」に変わります。

Q35 対策強化区域の4市と、それ以外の市町の両方に店舗がある場合、協力金の支給額 はどうなるか?

A35 対策強化区域の4市にある全ての店舗で要請に応じていただければ、対策強化区域内の店舗の分の協力金が支給されます。対策強化区域外の店舗は支給されません。 (下線部分を追記しました。(10/11))

Q36 カラオケ設備の利用に制限がある、「飲食を主として業としている店舗」とは何を 指すのか?

A36 具体的には、カラオケ設備のあるスナック、カラオケ喫茶などで、対策強化区域内 にあるこれらの飲食店では、終日カラオケ設備の利用を行わないよう要請しています。 結婚式場についても同様です。

なお、カラオケボックスについては「飲食を主として業としている店舗」に該当しないので、20時までであればカラオケ設備を利用していただくことができます。但し、20時以降は、飲食物の提供を停止したとしても、カラオケ設備の利用をしていただくことはできません。20時以降、飲食の提供とともに、カラオケ設備の利用を停止していただく必要がありますのでご注意ください。

※「あんしんみえリア」(飲食事業者版)の認証店が緩和措置の適用を受けて21時までの営業を行う場合は、「20時」を「21時」と読み替えてください。

Q37 「あんしんみえリア」の認証店に対して要請内容が緩和されると聞いたが、どのようなものか?

A37 「あんしんみえリア」の「飲食事業者版」を受けている事業者については、以下 の緩和措置の適用を受けることができます。

シル版が自治医シル連州を交げることができます。		
通常営業終了時刻	認証店	認証店以外
20 時までの店舗	20 時までの通常営業	20 時までの通常営業
	(協力金の支給対象外)	(協力金の支給対象外)
20 時を越え	以下のいずれかを選択可	20 時までの時短に応じた場
21 時までの店舗	・20 時までの時短営業に応	合に協力金を支給
	じる(協力金の支給対象)	(20時を越える営業は不可)
	・20 時を越えて通常営業	
	(協力金は支給されない)	
21 時を越える店舗	21 時までの時短に応じた場	
	合に協力金を支給	
	(21時を越える営業は不可)	

なお、認証店が緩和措置の適用を受けるためには、同一グループ・同一テーブル の入店案内を、原則 4 人以内にしていただく必要があります。

※ 「あんしんみえリア」には、「飲食事業者版」のほか、「観光事業者版」もあります。今回、緩和措置の対象となるのは、「飲食事業者版」の「あんしんみえリア」の認証店であり、「観光事業者版」の「あんしんみえリア」の認証を受けているだ

けでは緩和措置の対象となりませんのでご注意ください。

Q38 協力金の早期支給を受けることができると聞いたが、どういうことか?(令和3 年10月1日更新)

A38 第1期~第3期の協力金の支給を受けた実績があるなどの要件を満たす方を対象に、協力金の一部の請求をすることができる「早期支給」制度があります。早期支給を受けるためには、早期支給に関する申請と、残額に対する「本申請」の2回申請書を提出していただく必要があります。

なお、本申請をしていただかないと、協力金の受給を辞退したこととなり、本申請分の支給を受けられないだけでなく、早期支給分も返還いただくことになりますので、ご注意ください。

※早期支給をせず、本申請の1回で全額をまとめて受け取っていただくこともできます。支給額は、早期支給をした場合としなかった場合で変わりありません。 ※早期支給に関する詳細は、県ホームページ「三重県飲食店時短要請等協力金(第5期)早期支給について」のページをご確認ください。